○農林水産省告示第千三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市河原町釜口字医王谷三五、三七から三九まで、字奥醫王谷一四七三から一四七八まで、一四七九の一、一四八六、一四八七の一、一四八七の二、河原町稲常字宮ノ上ミ七七の一、河原町佐貫字西山二〇一〇の四、二〇一〇の五、二〇一〇の七、二〇一〇の三八、二〇一〇の四〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市河原町谷一木字千倉山五〇三の二・五〇七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字河田六〇八の一、字天坪山一〇〇九の一から一〇〇九の三まで、一〇〇九の五、一〇一九の一、一〇二〇の二、河原町和奈見字下モホウキ平五六七の一、河原町高福字高谷平七〇二の二、七〇二の四、七〇二の五、七〇二の八、字イソフ谷平七〇三の六、七〇三の七、河原町佐貫字大智谷一六四五の四、一六四五の一四、字若桑谷一六四八の六（次の図に示す部分に限る。）、一六四八の七、一六四八の一一、字向羅一八六六の二、字大谷一八八〇の二、河原町釜口字下モ山一八五三の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町明辺字トイシ谷六九二の二、六九二の三、六九二の八から六九二の一八まで、字南谷七三一の一〇、七三一の一一、七三一の二四、姫路字後左近ノ一　七三八の六、七三八の一一

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町覚王寺字向イ田七一の二、七二の二から七二の四まで、落岩字東谷三四三の五、七〇五の六、七〇五の七、七〇五の一九、七〇六の五、字山口七〇九の二〇、七〇九の二二、七〇九の二三、七〇九の五一、七〇九の七七、七〇九の八三、山志谷字太田上三六六、三七〇、三七二、姫路字上河原四二五、字荒堀四五八の二、字池ノ尾五七六、五七八の二、五七九の二、字清水ノ一　七七三の二、字石ヶ谷八〇五の二七、字坂根ノ一　八二五の一〇、福地字於登原谷六〇三の五、六〇三の六、六〇三の六七、六〇三の七三から六〇三の八一まで、六〇三の九〇、六〇三の九二、六〇三の九四、六〇三の一五八、六〇五の五〇、明辺字山根六九四の二、六九五の一八から六九五の二一まで、六九八の二、七〇〇の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町下津黒字家ノ奥三〇三、三〇四、別府字本谷五八六の二、五八六の三、五八七の四四、字向山六一〇、六一一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町下門尾字大谷二六三の三から二六三の六まで、宮谷字真谷二九五、字細谷三〇七の三、字堤谷三〇八の二、三一四の二、奥谷字曲リ谷三二一の三、字本谷東平三四一の二、字岩井谷三五八、別府字下モ山四八五から四八七まで、四九一、四九二の一、字コムソヲ谷五〇九の二、五一二、下峰寺字元結谷四八六の一四、門尾字妙見五一〇の二、五一〇の三、野町字大平五七二の九二、下坂字東梶平五二二の二、五二二の三、字屋敷六三三の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦